

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 3 日

下呂市長 服部 秀洋

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中原地区

（門原、保井戸、久野川、瀬戸、三ツ渕、焼石、和佐、火打）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 3 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法 人 経営体数	1
個 人 経営体数	0
集落営農（任意組織）	0

4. 対象地区の課題

別添のとおり

5. 対象地区内における中心経営体への農地集約化に関する方針

別添のとおり

6. 5 の方針を実現させるために必要取り組みに関する方針（地域農業の将来のあり方）

別添のとおり

人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
下呂市	旧下呂町中原 (門原、久野川、保井戸、瀬戸、焼石、和佐、火打、三ツ淵)	R2.3.3	H31.3.3

1.対象地区の現状

人・農地プランの対象農地の面積		17.7ha			
意向把握方法	農地台帳(権利設定済農地)	.9ha	5%		
	アンケート	回答あり	12.5ha	実施率 94%	回答率 75%
		回答なし	4.2ha		
①担い手が耕作する農地面積		.9ha	5%	28%	
②(非担い手の)中心経営体が耕作する農地面積		.0ha	0%		
③貸出希望の農地面積		4.0ha	23%		
④「耕作者年齢59歳以下」又は「後継者あり」農地面積		5.9ha	33%		
⑤「耕作者年齢60歳以上後継者なし」農地面積		1.2ha	7%		
⑥「耕作者年齢70歳以上後継者なし」農地面積		1.0ha	6%		
⑦「耕作者年齢80歳以上後継者なし」農地面積		.0ha	0%		
⑧「転用したい」又は「耕作しない(できない)」農地面積		.1ha	1%		
⑨意向が確認できていない農地面積		4.2ha	24%		

2.対象地区の課題

- ・当該地域には担い手となる中心経営体がいるが、まだ十分に確保されていない。
- ・プラン対象農地を遊休化させないことが重要。
- ・畦畔の維持管理について、多面的機能支払交付金、中山間地域直接支払制度等を活用し、農地所有者の協力体制を構築する。
- ・保井戸、瀬戸、焼石、和佐の兼業で耕作されている農地がプランの対象から外れている。
- ・小規模な農地が多く、中間管理事業を活用できるような農地ではない。(受け手がいない)
- ・H30年度の水害被害が完全に復旧していない。

3.対象地区内における中心経営体への農地集約化に関する方針

- ・農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用する。
- ・多面的機能支払い交付金及び、中山間直接支払い制度の対象組織を中原地域で一本化し、農地の整備を実施したうえで新規就農者の獲得を目指す。

4.3の方針を実現させるために必要な取り組みに関する方針

- ・多面的機能支払交付金及び、中山間直接支払い制度に関わる組織、農事改良組合長会等の地域における十分な話し合いのもと、既存の中心経営体に加え、集落営農組織や新規就農者、企業参入等多様な担い手の育成に努め、持続可能な地域(農業)づくりを目指す。
- ・多面的機能支払い交付金及び、中山間直接支払い制度の対象組織を中原地域で一本化するために、集落支援員の活用を検討する。
- ・小規模兼業農家への支援策を検討し、遊休農地化させない。

5.地区内の中心経営体

属性	経営体(氏名)	年齢	構成員(従業員)	後継者	経営規模			農業を営む範囲
					経営内容(作目)	経営面積 ^a	頭数(ほか)	
中原-1 認農法	マルケイ工業(株)(今井 浩)	63	2(1)	○	菌床椎茸、トマト、露地野菜	116	12,000B	焼石

【記載上の注意】

※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。

※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。

6.貸出希望の農地の筆数および面積

m²

地区名	田		畑		計
	筆数	面積	筆数	面積	面積
久野川	24	17,477	11	3,277	20,754
和佐	13	9,036	1	266	9,302
火打	16	10,411	0	0	10,411
焼石	0	0	0	0	0
合計	53	36,924	12	3,543	40,467